

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第68回）	資料1-1
令和6年3月12日	

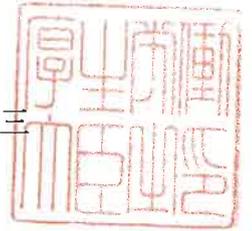
厚生労働省発職 0308 第1号

令和6年3月8日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱 (抄)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇三 (略)

四 両立支援等助成金制度の改正

1 出生時両立支援コース助成金の改正

(一) 育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置（以下この(一)において「雇用環境整備措置」という。）を複数講じたこと等の要件を満たした中小企業事業主に対する助成金（二）において「第一種助成金」という。）について、雇用環境整備措置に

(1)の措置を追加するとともに、支給額を(2)に定める額とすること。

(1) 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

(2) 次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれイからハまでに定める額

イ その雇用する男性被保険者であって、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子

の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した五日間以上の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業主 二十万円（当該中小企業事業主が雇用環境整備措置のうちいずれか四以上の措置を講じた場合にあつては、三十万円）

ロ 雇用環境整備措置のうちいずれか三以上の措置（出生時育児休業開始予定日を指定することができる期間を定めた事業主（ハにおいて「出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主」という。）は、四以上の措置）を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したもの（イにより出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。）が最初に生じた中小企業事業主 十万円

ハ 雇用環境整備措置のうちいずれか四以上の措置（出生時育児休業開始予定日の指定可能期間を定めた事業主は、全ての措置）を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経

過する日の翌日までに開始する連続した十四日間以上の育児休業を取得したもの（イ又はロにより出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。）が最初に生じた中小企業事業主 十万円

(二) 第一種助成金を受給した中小企業事業主が、第一種助成金の要件を満たす最初の被保険者が子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した五日以上の育児休業を終えるまでに、次世代育成支援対策推進法（3の(一)において「次世代法」という。）第十五条の二の規定による認定を受けた場合であつて、当該中小企業事業主が第一種助成金の支給の申請をした日の属する事業年度以降三事業年度以内の事業年度における、男性被保険者の育児休業取得割合が百分の三十以上増加していること等の要件を満たしたときは、当該要件を満たした中小企業事業主に対する助成金の額に加え、十五万円を支給するものとする。

2 育児休業等支援コース助成金について、中小企業事業主が、その雇用する被保険者に、小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のための時間を単位として付与することができる有給休暇

（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度を整備する措置を講じ、当該制度に基づき、その雇用する被保険者一人につき十時間以上の有給休暇を取得させた場合及び小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育サービスの費用の一部を補助するための制度を整備する措置を講じ、当該制度に基づき、その雇用する被保険者一人につき三万円補助した場合の給付を廃止すること。

3 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金を創設し、(一)に該当する事業主に対し、(二)に定める額を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が次世代法第十五条の二の規定により認定されたものである場合にあつては、(1)及び(2)に該当する中小企業事業主）

(1) その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものについて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、労働者の申出に基づく次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じている中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

- イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（八において「育児・介護休業法」という。）第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置
- ロ 被保険者の申出に基づく住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務をさせることにより当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置
- ハ 育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置
- ニ その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その子に係る保育サービスを手配し、及び当該サービスの利用に係る費用の一部を補助するための制度を整備する措置
- ホ 被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置

- (2) その雇用する被保険者のうち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（その三歳に達するまでの子を養育する被保険者であつて、(1)のイ、ロ、ニ又はホに掲げる措置を利用するものを含む。）について、育児に係る柔軟な働き方支援計画（当該被保険者が(1)のイからホまでに掲げる措置の利用を開始する前に、事業所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該措置の利用を終了した後における当該被保険者のキャリア形成を円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この(2)において同じ。）を作成し、かつ、当該育児に係る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の(1)のイからホまでに掲げる措置の利用状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長（五の3において「雇用環境・均等局長」という。）の定める要件に該当するもの
- (3) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

(二) 次の(1)及び(2)に掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該(1)及び(2)に定める額

(当該中小企業事業主における(一)の(2)の被保険者の数が五人を超える場合のこの3による支給については、合計して五人までの支給に限る。)

(1) (一)の(1)のイからホまでに掲げるもののうちいずれか二の措置を講じた上で、(一)の(2)の被保険者が生じた中小企業事業主 当該被保険者一人につき二十万円

(2) (一)の(1)のイからホまでに掲げるもののうちいずれか三以上の措置を講じた上で、(一)の(2)の被保険者が生じた中小企業事業主 当該被保険者一人につき二十五万円

4 柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金を受給した中小企業事業主であつて、育児休業等の取得の状況を厚生労働省のウェブサイトで公表したものの(既にこの4に該当するものとしてこの4による支給を受けた中小企業事業主を除く。)に対して、3の(二)の(1)又は(2)のいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

5 介護離職防止支援コース助成金及び育児休業等支援コース助成金における新型コロナウイルス感染症対応特例を廃止すること。

6 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を廃止

すること。

五 人材確保等支援助成金制度（人材確保等支援助成コース助成金）の改正

1・2 （略）

3 テレワークコースの支給額について、認定を受けた情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画に基づく情報通信技術を活用した勤務を可能とする措置（雇用環境・均等局長が定めるものに限る。以下この3において「措置」という。）の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従って算定した額の百分の五十に相当する額とともに、評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における事業所における離職者の割合について雇用環境・均等局長が定める目標値を達成していること等の要件を満たした事業主に対する支給額については、措置の実施に要した費用に関し、雇用環境・均等局長が定める基準に従って算定した額の百分の十五（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、百分の二十五）に相当する額とすること。

六〇九 （略）

第二 (略)

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 関係法令について所要の改正を行うこと。